

かわらばん

第22号 2018年7月16日



司法におけるジェンダー問題～恵庭OL殺人事件の再審請求から……伊東秀子
セクハラは犯罪！麻生太郎財務大臣は、次官のセクハラ行為と、
自身の発言の責任をとって即刻辞任を！……坂元良江
映画「タクシー運転手」で思い出す初めての韓国旅行……丹羽雅代

司法におけるジェンダー問題

～恵庭OL殺人事件の再審請求から～

主任弁護士 伊東秀子（札幌弁護士会所属）

一、事件の概要

二〇〇〇（平成一二）年三月一七日早朝、札幌から車で一時間ほどの恵庭市郊外の街灯もない人家もまばらな農道で、二四歳の女性の炭化した遺体が発見された。真っ白い雪面に黒いゴミ袋かと思間違うような塊りを幼稚園バスの運転手が見つけたことが発端である。

翌三月一八日、千歳警察署は、被害者の交友関係・現場の足跡・タイヤ痕などの初動捜査を全く行っていない段階で、被害者の同僚の女性O（当時二九歳、現在の再審請求人）を重要容疑者とする捜査を開始した。事件の一週間程前にOが別れ話の出ている恋人（同僚）と被害者がデートしているのを目撃し、心の動揺から死亡前日まで被害者の携帯電話に多数の無言電話をかけていたこと、三月一六日に被害者とOが残

業を終えて一緒に退社したことなどから、警察は「三角関係のもつれによる嫉妬殺人」と見込んだのである。直接証拠は全くなく、自白もないまま、同年五月二三日、Oは逮捕され、その後、殺人・死体損壊の罪で起訴された。

仰向けの被害者の遺体はタオル様の布で目隠しされて全身が真っ黒に炭化していた。両足を九〇度近く開脚し、陰部や後頭部・肩・背中が最も強く焼けて筋肉が露出し、内臓まで一部炭化していた。遺体の右前腕が背中の下に入ったボクサー型の姿勢で、ジーンズと下着三枚が重なっていた臀部の皮膚は焼けていなかった。

裁判所は、「三月一六日午後九時三〇分頃から同日午後一時五十分頃までの間、北海道千歳市、恵庭市またはその周辺において、被害者に対し、殺意をもって頸部を何らかの方

法で圧迫し、窒息死をさせて殺害した。同日午後一時五分頃、被害者の遺体に灯油を掛け、火を放って焼損し、もって死体を焼損した」と認定して、Oを有罪とした。

本件は直接証拠も自白もなく、被害に使われた燃料についても、たまたま事件前日にOが暖房用の灯油一〇ℓを購入していたため「灯油」と認定した。しかし、市販の灯油かガソリンの混入したジェット燃料かも特定されていない。証拠らしきものは状況証拠（間接事実）だけしかない中で、弁護士は、幾つかの間接事実はどれも有罪証拠にならないことを理由に、彼女の無実を主張していた。

二、裁判所の事実認定の問題点

ところが、一・二審裁判所は、複数の間接事実を全て有罪に結び付けて、二〇〇六（平成一八）年九月、懲役一六年の刑が確定した。

しかし、これらの間接事実については、次のとおり多くの疑問があった。

① 殺人の犯行現場とされたOの車両内には、殺人の犯行の痕跡が何

一つない。その上に、小柄で握力が一九kgしかないO（身長一四八cm、体重四八kg）が、体格・体力共に遙かに勝る被害者（身長一六二cm、体重五二・五kg、握力四五kg）を後部座席から絞殺することは不可能（死因は頸部圧迫ではない）。

② 被害者の遺体の体重は九kg減少していたが、豚による燃焼実験の結果、灯油一〇ℓの燃焼では体重の減少量は三kg以下だから科学的に不可能。

③ 事件当夜の午後一時過ぎ頃、遺体発見現場の方向に大きな炎を見た目撃者の供述から、午後一時三〇分に約一五km離れたガソリンスタンドで給油していたOにはアリバイが成立する。

④ 遺体の焼損現場近くに二〇分以上停車していた二台の車の存在を一・二審判決は「ゴミ焼きと間違えた傍観者」と認定したが、気温零度以下の雪原で長時間ずっと停車していたのに、事件後一切通報していない。



三、再審請求の申立てと裁判所の判断

二〇一〇（平成二二）年一〇月、弁護士は、灯油一〇ℓの燃焼では体重九kgの減少は生じないとする燃焼学者の「鑑定意見書」（燃焼学上のエネルギー量の計算値及び豚の燃焼実験の結果）を新証拠として再審請求申立をした。これに対し、裁判所は「豚と人間では体毛の状況が違う」等の理由により、新証拠の信用性を否定し、灯油が燃え尽きた後も遺体の脂肪が一時間以上独立に燃焼を続けた結果、九kgの体重減少が生じた」と認定した。

さらに、第一次再審請求審後に初めて検察官が開示した近所の主婦の事件発覚当日の供述では、最初に炎を見た時刻を「午後一時一五分頃」と供述し、午前〇時五分頃にも「最初の時の三分の一位の大きさの炎を見た」と供述しており（いずれも自宅の壁時計で確認）、Oには確実にアリバイが成立するはずであった。ところが、裁判所は、アリバイ成立の可能性を一応認めながら、他の間接事実を総合するとOの犯行性は揺らがないとして、第一次再審請求を棄却したのである。

そこで弁護士は、二〇一七（平成二九）年、第二次再審請求を申立て、新たに注目すべき三つの新証拠を提出した。

新証拠①は、被害者の死因を「頸部圧迫による窒息死」と断定した北大教授の「鑑定書」を弾劾する新たな法医学鑑定意見書である。

新証拠②は、被害者の後頭部と背中が最も強く焼けていること、遺体と接する道路中央寄りの雪面が広い範囲で黒く煤けている状況から、遺体は、当初、道路中央寄りであつ伏せの状態で焼かれ、その後仰向けにされてさらに焼損された可能性が高いとする法医学者と燃焼学者の意見書を提出した。新証拠②によると、午後一時半にガソリンスタンドにいたOには完全なアリバイが成立する。

さらに新証拠③は、灯油一〇ℓを零度以下の雪面上に置かれた遺体にかけて着火しても、体内の脂肪の燃焼温度（三〇〇℃以上）に達することは科学的にあり得ず、遺体の脂肪の独立燃焼は生じない。したがって、体重九kgの減少もあり得ないことを理論的に明らかにした。

ところが、札幌地裁は、本年三月

二〇日付、証拠と科学を完全に無視して、不合理極まりない理由により、「棄却決定」を下したのである。

四、再審裁判所の事実認定の非合理性

(一) 本件の事実認定に潜在する女性に対する偏見と差別意識

そもそも、Oを殺人・死体損壊事件の犯人として起訴した本件のストーリー自体が矛盾だらけである。恋人の心が同僚の女性に移ったかもしれないという不安と嫉妬心から、女性が相手の女性を殺害し、灯油をかけて焼くという筋書き自体、通常は成り立ち得ないストーリーである。ところが、一審裁判所は、いつも簡単に「結婚まで意識した恋人を奪われたとする被害者への悪感情が殺意に発展することは十分にあり得る」として、通常の女性に共通の心理と行動であるかのような判断をした。この裁判所の認定の根底には、「女」に対する偏見と差別意識が見え隠れする。「女にとって恋人の存在が全てであり、結婚を意識していた恋人を奪った者に対する憎悪は殺意に発展し得る」という。Oは当時、恋人に対してイライラすることが多

く、別れ話が出ていた矢先の事件である。Oを含めて女性はずっと遅しうしたたかであり、恋人の心が他の女性に移ったかもしれないという位で相手の女性に殺意を抱くことはあり得ない。ところが、一審判決は、Oは計画的に殺人のみならず「死体を焼く」犯行を実行したと認定した。裁判所の「殺人」と「死体を焼く」行為の動機はいずれも不自然で、どう見ても嫉妬心による殺人と「目隠し」や「遺体を焼く行為」とは結びつかない。裁判官の眼には、女性の心理と行動に対する著しい偏見や短絡があり、その結果、「女」を一つの「類型」に嵌め、検察官のストーリーどおりの起訴事実を認定したとしか思えない。ここには、一種のジェンダーバイアスがある。本件審理に当たったのは男性裁判官ばかりであるが、裁判所がこうした「女」に対する認識の「偏り」について問題意識を持ち、もつと慎重に検討していたならば、この事実認定は大きく違ってきただけではない。財務省の例や世界的な「#me too運動」に見られるように、今、男性による無意識的な女性に対する「セクハラ」（人権侵害）が、国際的に共通の問題となっ

ている。人権を守る砦の裁判所においても、女性に対する無意識下の「偏見」と「短絡的意識」で以て裁判をしているとなれば、あまりにも事は重大である。裁判所が無理にこの女性に対する偏見に満ちた起訴事実を認定したため、本件の事実認定には次に述べるような不可解な問題があまりにも多すぎる結果となった。

(二) 消極的間接事実を無視した事実認定

Oは、たまたま、かつて自分の家族が使っていた社宅を明け渡すために部屋を片付ける必要が生じたため、事件の前日、暖房用に一〇ℓの灯油をコンビニで買っていた。裁判所が認定したように、Oが事前に被害者を殺害した上遺体を焼くことを計画していたのだとすれば、何故、もつと多量（少なくとも二〇ℓ缶など）の灯油を買わなかったのか。なぜ、事前に車に給油もせず、犯行直後に給油が必要な状態で犯行を遂行したのか。また、人家がまばらとは言え、なぜ見通しの良い農道で遺体を焼いたのか、計画的というにはあまりにも杜撰である。この点を弁護人は強く主張したが、裁判所はこの





『恵庭 OL 殺人事件—こうして「犯人」は作られた』
伊東秀子、白取祐司、上野正彦、中山博之著
日本評論社 2012年
定価：税込 2,160円

問題について全く判断していない。いや、判断できなかったのである。さらに、直前まで一緒に残業していた相手に「目隠し」をする事自体、全く意味不明である。さらにまた、嫉妬による殺人であれば、殺すだけで目的は完遂だから、遺体を焼く必要など全くない。しかも、会社の駐車場に駐車していた被害者の乗用車は、会社の近くのJR長都駅前に放置されていた。これもOを犯人とする説明がつかないのである。このように、本件においてOを犯人とする事実認定には、不自然で不合理な点があまりにも多い。ところが、裁判所は、こうした有罪認定の障害となる間接事実について合理的判断を示せないために無視し、本件を「嫉妬に狂った女の殺人・死体損壊事件」という検察官のストーリーどおりの起訴事実を認定した。その根底には、

前述したとおり、裁判官の女性に対する思い込みや偏見があり、そのために、現実の女性の心理や行動とかげ離れた、不自然極まりない事実認定となつたのである。このような事実認定を「是」とするには、強力な直接証拠が存在しなければならぬが、本件にはそのような証拠は全くない。それどころか、Oを殺人犯と認定するのに障害となる間接事実があまりにも多いのである。そのために、裁判所は科学に反した判断をせざるを得なくなつたのである。

(3) 有罪認定の根拠となつた間接事実の問題点

- 本件においては、
- ① 殺害現場とされたOの車両内には殺害の痕跡が全く無い。
 - ② 遺体発見現場にはOの足跡や車のタイヤ痕が全く無い。
 - ③ 女性一人で五〇kg以上の遺体を車から降ろし、引きずり痕もなしに現場まで運ぶことは絶対に不可能。
 - ④ 他の遺品は焼却されていたのに、女性社員の誰も使用していないロッカーのキーだけが、Oの車のグローブボックスから発見され

た。これは、Oを犯人に仕立てるために警察あるいは犯人を含む第三者が仕組んだ作為としか考えられない。

⑤ さらに、警察・検察は、前述したO犯人説の障害となる間接事実に関して、次のように多くの証拠隠滅を行つていた。

i. 事件の翌日に作成され、最初の炎の目撃者である近所の主婦の警察官に対する供述調書等を再審段階まで開示せず隠していた。そして初めて開示された同人の警察官調書には、「事件当夜、午後一時一五分頃大きな炎を目撃し、さらに午前〇時〇五分にもその三分の一位の大きさの炎を目撃した」事実が記載されていた。これはOのアリバイに直結する重要な証拠である。

ii. 検察官は、Oが現場から約一五km離れたスタンドで給油した時刻が真実は一一時三〇分四四秒であったのに、「一一時三六分」と誤記された給油伝票を故意に一審裁判所に証拠提出した。そのため、裁判所は誤つた時刻の給油時刻を認定して、Oのアリバイを否定した。

iii. 遺体の焼損時刻頃、二台の車が現場近くに二〇分以上も停車しており、それを付近の住民が目撃していた。ところが、検察官はこの事実もひた隠しにし、弁護人が付近住民の通報で知つて当人の供述調書の証拠開示命令を申立てたところ、検察官は裁判所の開示勧告後も頑強に開示を拒否し続けた。

このように、本件には、元々、Oを殺人・死体損壊の犯人とするのに重大な障害となる多くの間接事実が存在し、確定審と第一次再審請求審とは、この間接事実に関する判断が揺れ動き続けたのである。それ程に、本件は、当初から、科学に基づく客観的判断の必要性の高い事案であつた。

(4) 科学を冒涇する原審の事実認定

ところが、第一次・二次再審請求審は、専門家の科学的知見に謙虚に耳を傾けるどころか、これを平然と無視して、「常識」とか「経験則」という手前勝手な手法で堂々と自然科学に反する判断を行つたのである。これは裁判官による「科学」に対する冒涇であり、人類が集積した

「知性」に対する冒瀆である。「人体の脂肪は、外部の加熱なしに独立に燃焼し続ける」という検察側証人の須川氏の仮説は、アメリカの論文ではつきりと否定されている。ところが、裁判所は証拠も示さず「死体の脂肪が一時間以上独立燃焼した」とか「雪の上で灯油は燃焼し続ける」といった燃焼科学に反する事実認定を平気で行った上でOを有罪に導いたのであった。

全ての人間は自然の摂理の下で生きていく。裁判官が勝手に科学的事実を捻じ曲げ無視して、旧来の裁判所の判断を維持することを、国民は許してはならない。

私は、本事件の発生から一ヵ月後の二〇〇〇年四月一五日に初めてOと面会し、無実ではないかと言う疑いを抱いたために弁護士を引受けた。その後、彼女との接触を深めるにつれ、ますますOの無実を確信し、今日に至っている。この一八年間、資力のないOのために弁護活動をやり続けることは物心ともに並大抵ではなかった。しかし、法律家として見放すことは許されず、弁護士生命をかけるつもりで今日まで弁護人活動を続けてきた。これ

は一八年の間、全く変わりが無い。

裁判官は、二〇代の終わりから現在までの一八年間ずっと無実を訴え続けているOに対して、少しは「もしや？」という疑念を抱いて欲しい。冤罪という最も忌まわしい国家による犯罪を防止するために、「それが我が身であつたなら、人間としてどんな思いで過ごすことになるか」という視点を持つて、当事者と証拠を直視すべきである。本件のように脆弱な証拠構造の事件を審理する際には、重大な人権侵害が潜んでいるかもしれないということに銘じて、事件に真摯に向き合ってもらいたい。女性に対する勝手な偏見や思い込みを固執し、燃焼学や法医学といった科学を冒瀆するような事実認定を行うことは許されない。本件の争点は、そもそも科学者による専門的知見に基づかなければ判断できない事案である。

日本の刑事裁判において、検察官は被疑者にとって有利な証拠は一切裁判所に提出しない。そんなやり方が通用している現在の刑事裁判に対して、臨床医で脳神経外科医の堤晴彦氏は、次のように述べている。

「司法関係者には当然のことなの

かもしれないが、(検察のこれらの行為は)、科学の世界では、あり得ない話である。医学に例えれば、自説の説明に不利なデータを省いて論文を作成するようなものである。そんなことを行う科学者がいたら、その時点で科学者としての生命は絶たれる。こんな当たり前のことが、刑事訴訟において何故できないのか。まずここを糺さないと公正な裁判など行なえるわけがない。」(判例時報 二三〇一号七頁)

私は、長年、刑事裁判に携わってきた一法曹として、多くの方々至今の日本の再審事件の裁判の現実を

知っていたதாக、やむにやまれぬ気持から、今回、筆を執った。この国において、前述したような裁判が現になされ、九九・九%の有罪率が維持されていること、そして再審請求となれば科学的には明らかに誤っているような不合理が「裁判官の胸先三寸」でまかり通っている実情に対して、国民一人一人が厳しい目を向けることを切に願っている。

▽inken-eniwa@nichibenren.jp▽

二〇一八年七月九日



セクハラは犯罪！

麻生太郎財務大臣は、次官のセクハラ行為と、自身の発言の責任をとって即刻辞任を！

坂元良江

一票で変える女たちの会は、戦争させない・九条壊すな！総がかり行動実行委員会に、委員会スタート後まもなく団体参加しています。六月一〇日には、実行委員会主催、国会正門前「九条改憲NO！政治の腐敗と人権侵害を許さない！『安倍政権の退陣を要求する六・一〇国会前大行動』に参加しました。雨の中、全体の参加者二七、〇〇〇人、一票で変える女たちの会からも八名が参加しました。様々な活動団体や個人一人のスピーチがありました。

財務省事務次官のテレビ朝日女性記者へのセクハラ、麻生大臣の「セクハラ罪という罪はない」という暴言などに怒った女性たちが「Me too With You」と声を上げ始めています。

私は一票で変える女たちの会からということ、スピーカーの一人と

してセクハラの実情と財務大臣の退陣を求めてスピーチをさせていただきました。以下は私が当日お話ししたことを、時間切れで実際にはお話できなかった部分も含め、ご報告いたします。

私は、新聞社は男子のみ採用、放送局は女子の募集はアナウンサーのみという時代にアナウンサーとして放送局に入りました。その後番組制作会社の立ち上げに参加、民放、NHKの番組制作に関わってきました。女性の極端に少ない時代でたくさんセクハラにあいました。

男女雇用機会均等法以後、マスキミの世界には大勢の女性たちが働いています。後輩女性たちは私が若かった頃と違い、もつといい環境で生き生きと働いていると思っていました。それなのに、財務省の事務次官が女性記者にセクハラ行為を行い「セクハラ罪という罪はない」「番記者は男にすればいい」などと大臣が発言し、被害者に「名乗り出て欲しい、名乗り出るのがそんなに大変なのか」と言う官僚がいることに心底びつくりしました。今日は新潟県知事選の投票日です。「新潟に女の知

事はいらぬ」と言った政治家がいました。女たちが置かれている状況が少しも変わっていないことに大きなショックを受けています。

テレビ朝日の記者が公表したことをきっかけに日本でもやっと#Me tooの運動が色々な形で始まっています。女は使えないと言われてたくなくて我慢してきたメディアに働く女性たちが自分たちの受けたセクハラの数々を報告しています。「官僚に夜の食事に誘われたあと、歩いている最中に暗闇でキスをされ、スカートに手が入って来そうになった」。取材先の役所の幹部から「しつこく飲みを誘われて、スナックで体を触られたり、お前の裸が見たいと言われた」。赴任先の歓迎会で上司から「彼氏と最後にどういうセックスをしたのか、カーセックスをしたことはあるか」、などと執拗に聞かれ翌日からその上司の顔を見るのが苦痛になった。といった被害が次からつぎへと集まってきているのです。

現在のビジネス社会で女性が一人前に働こうとすれば夜の会食も飲

み会も避けられません。場合によっては相手と二人になることもあるのです。男は権力という力を持つています。それだけでなく男は腕力という力も持っているのです。屈強な男に手首を本気で捕まれたら女はそれから逃れることはできません。羽交い絞めにされ、キスをされたら逃げようがないのです。

かつて暴力的なセクハラにあった私は、大声を上げればいい、相手の舌を噛み切れればいいと一瞬思いました。でも、警察沙汰になる、それによって所属する会社にどれだけの損害を与えるかと考えました。そして自分自身の職業人生をこんなことで終わらせることは出来ないと考えたのです。何十年たってもその経験が私を苦しめます。最近後輩女性たちの声を聞くにつれ昔のことを思い出して、いまだに息が苦しくなるのです。セクハラで仕事を失った女性やPTSDに苦しんでいる女性はたくさんいます。

セクハラは犯罪です。セクシャルハラスメント禁止を定めた法律がある国もあります。日本でも法整備



によるセクハラによる人権救済が求められています。「セクハラ罪という罪はない」と大臣が言い、それを閣議決定までするのが日本の政府です。

森友問題の文書改竄と虚偽答弁で国会を欺き続けてきた責任と同時にセクハラ行為と発言の責任をとって麻生太郎財務大臣には即刻辞任していただかなくてはなりません。



樹村みのりさん作成のプラカード（6月10日）

映画「タクシー運転手」 で思い出す初めての韓国 旅行

丹羽雅代

韓国映画「タクシー運転手」約束は海を越えて」はご覧になりましたか？

私は東京で上映が始まってすぐに見に行きました。いやあ実にヒューマンドラマとしてよくできている、韓国映画は改めてすごいなあと思いました。

でも、ちよつと疑問に思ったことが出てきて、これをすべてドキュメンタリーだと思ってしまう人が出てきたらどうかと、少し心配になりました。

もちろん事実をもとに作られた映画です。このような努力があつて、光州事件に関する写真がヨーロッパ中に配信され、事件が広がりました。しかし、日本でも頑張っている人たちはいました。宗教者の方々を中心とした良心的ジャーナリストた

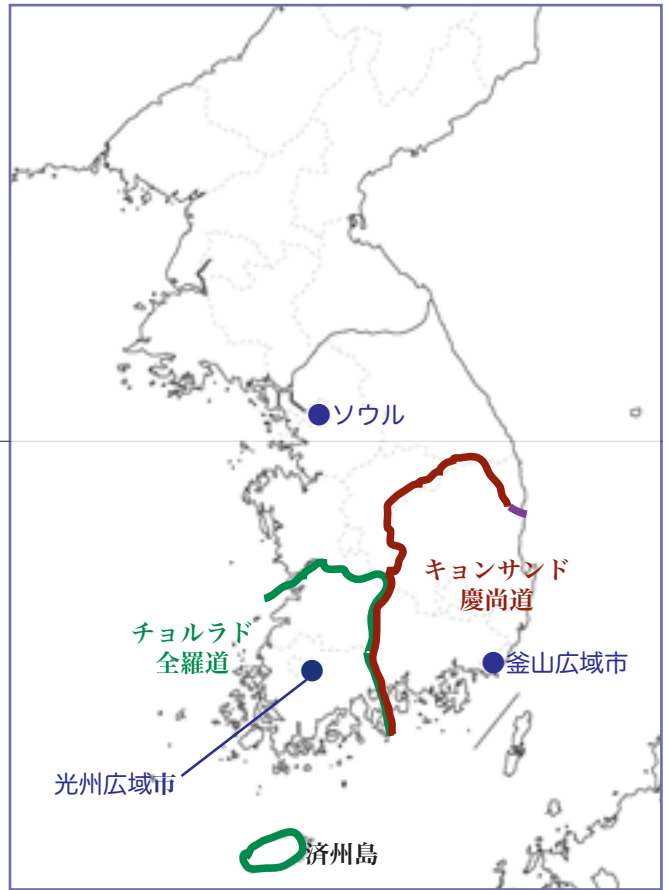
ちの活動など、様々な努力がありました。

私が初めて韓国に行ったのは八〇年八月、いわゆる光州事件から二カ月ほど後のことです。もちろん光州事件に関する報道などはほとんどありませんでしたから知りませんでしたし、一緒に行ったメンバーは朝鮮語を学んでいた女性三人の気楽なグループでしたから、楽しい観光旅行です。朝鮮語の先生に何か気を付けることは？と聞くと、「トナム」(同志)なんて言葉は絶対に使つてはダメですよ、これは北でしか使いませんから。まああまり朝鮮語を試してみようと思わない方がいいでしょう、実際その程度だし」と言われて納得。

でも、ハングルが一応読めるといふのは実はかなりすごいことで、大韓民国では当時はすべてがハングル表記のみでしたから、乗り物の行き先もわからず、ハングルが読めなかつたら大変だったと思います。

そのころ、雑誌「世界」(岩波書店)では、毎号T・K生による韓国からの通信(七三年五月から八八年まで実に一五年間)が掲載されており、情

報が刻々届いていました。これは、ずっと民衆神学を支えるキリスト者関係の方々が韓国からの情報を日本に運んでくださっていた賜物です。これらを読むことで、平和市場の全泰志事件^{チョンテイル}だの女性労働者のひどい奴隷労働状態（実働一四時間、覚せい剤のようなものを服用させて眠らせないで働かせる）だの、徐勝^{ソスン}、勝俊植兄弟^{ソンジュンシク}の投獄や判決だの、彼らの母親たちの思いだの、馬山^{マサン}や蔚山^{ウルサン}の労働者の闘いなど、多くのことが知らされてきました。



でも、これらの弾圧の根拠法は、李承晩^{イスンマン}が、日本が植民地支配政策で猛威を振るつた悪名高い治安維持法をモデルにして、一九四八年に制定した国家保安法です。もちろん日本では敗戦と同時にこの法律は廃止されます。しかし韓国では一九六一年五月の朴正熙^{パクチョンヒ}クーデターの後に強化され、反共法が作られKCIAも設置され、どんどん恐ろしい存在となつていきますが、すべて手本は戦前の日本でした。

私はといえば、非転向良心囚の人

たちにクリスマスカードを送るさきやかな活動の隅っこでカードを作ったり、ひどい労働運動弾圧への抗議の声を上げる集会に参加したり、アジアの女性たちの会（一九七七年三月一日スタート）の学習会に出掛けたりという程度で、日本の責任は口では言うものの、深い理解はできていませんでした（今もってアヤシイ）。映画「タクシー運転手」を見たり、関連の書籍を読んだりすると、いやでもそのころに思いがいきます。

同行の友人が、飛行機には乗りたくないというので（彼女はその後朝鮮問題の研究者となり大学教員となります）、今では年に何回も韓国に行つていきます、もちろん飛行機常用。退職した今はまとめの仕事と称して年の半分近くは韓国滞在、関釜連絡船で行くことにしました。でもそんなことでもなかつたら羽田から直行便であつという間についてしまつていたことでしょう。

乗船客は在日の人が多かったと思います。とても大きな荷物を背負い、両手にもしつかり持ち、たくましいとはこういうことだと改めて感じました。

眠れないままに、釜山の沖合に船は到着し、夜明けを甲板で待ちました。なんときれいな景色だったことか。

あ、このころはもちろんVISAが必要でしたから事前にもらいに行きました。T・K生へ書類などを持って行く運び屋さんたちは、それらが見つかればVISA発給が停止されていましたし、松井やよりさん（ジャーナリスト・活動家。アジア女性資料センターを設立。1934-2002）や何人かの牧師さんは、入国許可が出ないといっていました。

七三年には東京のホテルから金大中^{キムデジュン}氏が拉致され、数日後に傷だらけでソウルで発見されています。七九年秋には、朴大統領がKCIA部長であつた金戴圭^{キムテグイ}によって殺害され、短いソウルの春がやつてきました。三月には民主救国宣言が発表され、五月には一〇万人の学生を中心としたデモが行われますが、その背後で全斗煥^{チョンドフワン}軍事政権は軍政に移行、全面的強権発動をします。朴元大統領への一切の批判も禁止とします。つまり反政府政治活動は全国的にすべて禁止というわけです。



一〇万人の学生デモの後、わずか一七日に金大中氏、文益煥氏、高銀氏らが逮捕され、金大中氏周辺では一〇〇人もが一網打尽状態、キャンパスに戻ってきていた学生・教授たちも四〇〇人が逮捕されます。それを知った学生たちは翌五月一日、光州では全南大生を中心にデモに参加、「金大中を解放せよ」という勢いは全国でも広がっていました。深夜に全国に戒厳令が出され、全国の大学は休校が布告されます。

何もかもが交通禁止の夜間に行われたそうです。ソウルの春が完全にひっくり返される状況でした。その中で一本の主要道路でソウルへとつながる光州では、軍の出動で完全に交通網が遮断され孤立させられてい

ました。

蔚山や馬山の事件は、当事者労働者と学生の動きが多くをしめしました。ソウルでも学生たちが活動の中枢でした。それに対し、光州では市民が動く背景ができていたというわけです。

食べ物をデモ隊に届け、けが人を手当てする市民が大勢いたということも、そうせずにはいられなかったというのが本当のところだったと思います。何しろ結果的に少なくとも二〇〇人〜一、〇〇〇人の死者と、数千人のけが人という事態でしたから。

また、光州人の喧嘩早さ、血の気の多さを言う人もいます。映画「タクシードライバー」でも、そんなことを感じさせるような人の描き方が見られました。実際タクシードライバー、バス運転手などが、この事件のなかでバリエードをつくる役割を果たすなど、大きな仕事をしたようです。

慶尚道(韓国同南東部)の全羅道(同西南部)に対する長年の政治的差別によるという人もいますが、実際はどうだったのかその実感はわかりません。全羅南道の木浦は金大中や金芝河の出身地でもあります。何年

か後に、鉄道を使っていつてみたことがありません。美しい海を臨む、ひなびた良いところでした。

色々な背景の中、ベトナム帰りの空輸特戦隊が市民に直接対峙し、ヘリコプターからの実弾射撃が行われています。集中的に射撃痕があるところなども見つかかり、このヘリコプターからの射撃が本当だったとわかったそうです。

二七日、すべて鎮圧がなされ、光州事件は終わりました。長い長い一〇日間だったと思います。

日本で光州事件の全容が文章で伝えられたのは、「世界」一二月号(一九八〇年)からでした。

光州事件一周年の折に富山妙子さんが高橋悠治さんの曲とともに発表した版文集「倒れたものへの祈禱——一九八〇年五月光州」に私は胸を打たれました。彼女はこれらの版画を三週間くらいで一気に制作したそうです。彼女はやはりクリスチャンの牧師からその全容を聞いていました。

累々と碑が並ぶ望月洞の広い墓地

を訪ねたのは、青空の広がる日でした。ここは一九八七年に初めて出入りが許されたということでした。

さて私たちの呑気な旅行はどうだったか。一週間は扶余や慶州を旅しつつすぐに終わってしまいました。長距離の移動はバスなどを使いましたが、学生さんたちが多く乗り込んでいて、おしゃべりをしました。いい夏休みですか? いえ、ずっと休みみたいですよ。その意味ははっきりとはその時は分かりませんでした。

小父さんが身分証明をするものを持っていないと長距離移動のバスから降りるように検閲官から言われて降りて行った姿も覚えています。

宿泊していたソウルYWCAの窓から外を見ていると、夜の一二時五分前くらいからさーっと人の姿が潮が引くように消えていったこと、それが戒厳令下にあるということ意識したときでした。

お店のおばさんが端っこからつくく私たちに痺れを切らして、器を取り上げて匙でグルグルとかき回して渡された釜山のビビンバの味が、今も蘇ります。